

平成28年2月3日

答申第667号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成26年11月26日開催の第8回指名部会議事録に記載がある『現任会長の業績評価について、資料をもとに議論した』と記載されている当該資料」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため、また当時の会長の評価等の情報でもあって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあり規程第8条1項3号に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号、2号および3号の不開示情報に該当し開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規程第8条1項1号、2号および3号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成27年12月 7日（第229回審議委員会）第658号諮問、審議

28年 2月 3日（第233回審議委員会）審議、答申